

令和8年6月18日開催

令和8年度 福島町議会定例会6月会議 一般質問答弁書

- 1番 藤山議員 ○救急救命の重要性とAED（自動体外式除細動器）の補助・助成の検討を
- 7番 熊野議員 ○公用車の運用について
- 5番 平沼議員 ○ごみ処理についての情報共有の有り方について

福島町

【一般質問答弁書】

質問者	1番 藤山 大 議員
質問事項	救急救命の重要性とAED（自動体外式除細動器）の補助・助成の検討を

【町長答弁要旨】

藤山議員のご質問にお答えいたします。

町民の命を守る救急救命におけるAEDの重要性については、議員同様に大切なものと認識しており、町においても役場や福祉センターなどの公共施設に17台を設置しております。

一点目のAED設置マップについては、視覚的に確認できるマップ作成については、大変有効かつ必要性が高いものと考えております。現在、マップの作成しておりませんが、今後、公共施設等におけるAED設置一覧を作成し、町のホームページや広報で周知してまいります。

二点目の広く町民への習得・講習の呼びかけについては、福島消防署においてホームページで開催のお知らせをしており、受講は個人や団体を問わずにできることとしています。令和7年度の開催実績は、普通救命講習と救命入門コースをあわせて9回開催しており、町民の方等87人が受講されております。

また、毎年9月に開催している健康フェスティバルにおいても、町民向けに講習会を実施しております。

三点目の助成制度についてですが、AEDについては、多くの町民が利用している公共施設への設置を進めておりますので、店舗、個人への助成制度は現時点では考えておりません。

今後も、公共的な救命の強化や、町民の皆様への救命講習の充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

【一般質問答弁書】

質問者	7番 熊野 茂夫 議員
質問事項	公用車の運用について

【町長答弁要旨】

熊野議員のご質問にお答えいたします。

一点目の安全チェック及び運用規定に関するご質問ですが、まず安全チェックについては、公用車等の運転に際しての具体的な確認方法として、勤務前における日々のアルコールチェック及び乗車前点検並びに各車両に配置している運行管理簿により確認を行っております。

また、町民の送迎時には乗降時の安全確認などを実施しているほか、全職員に対して、毎年4月に運転免許証の確認調査を行っております。

なお、当町の公用車の運転等に関する規程・基準につきましては、「福島町庁用自動車管理規程」並びに「公用車及び職員の自家用車の公務使用に関する規程」が制定されております。管理規程には、運行管理者や安全運転管理者を置くことや、車両の整備、運転者の遵守事項及び事故の措置などに関する事項が規定されております。

二点目のバスの運用については、「福島町福祉バス管理規程」により、各種行事や学校教育活動のほか、高齢者福祉や町内会活動などに関わる団体を中心とした移動支援を目的に運用しております。

また、町外及び町内での運行依頼については、福祉バス使用願が提出されたのち、管理責任者が運転する職員の対応や日程及び乗車人数等を確認し、団体と調整しながら運行しております。

【一般質問答弁書】

質問者	7番 熊野 茂夫 議員
質問事項	公用車の運用について

【教育長答弁要旨】

熊野議員のご質問にお答えいたします。

三点目の学校行事等での移動の対応ですが、教育委員会では「福島町教育活動バス管理規程」を定め、管理及び運用を行っております。

本規程では、通学バス（スクールバス）の使用や、部活動を含む教育活動のために使用する際の規定を定めたものです。

各学校に年間または随時の使用計画書の提出を求め、計画的な運行に努めているところです。また、運転業務は資格のある職員または委託先の運転手としており、運行前点検などは先ほど町長が答弁したとおり行っております。

課題といたしましては、特に冬季のバス巡回所の確保や、大型バスを運転できる人材の確保などが挙げられます。

【一般質問答弁書】

質問者	5番 平沼 昌平 議員
質問事項	ごみ処理についての情報共有の有り方について

【町長答弁要旨】

平沼議員のご質問にお答えいたします。

一点目の生活に直結する情報の共有体制についてですが、この度のクリーンおしまの火災の発生を受けて、緊急的なごみ処理の対応に迫られたことから、千軒地区にある最終処分場に燃やせるごみの仮置きを開始し、その後全戸チラシの配布や防災無線により資源ごみの分別の徹底などの協力依頼を行っております。

今回の火災事故を一つの契機として、町民の皆様方がごみ処理を「我が事」と認識し、一過性の問題とすることなく情報の共有が図れるような取り組みを継続してまいります。

二点目の生ごみ減量化についてですが、町では各町内会のごみ減量化推進員や町内会連合会を通じて、ごみ減量化推進事業として、「生ごみを減らそう！ひと絞り運動」や電動生ごみ処理機の普及を行っております。

ごみの減量化を図るには、町民の分別意識を高めることが大切であり、「燃やすしかない」ごみ袋の導入や分別の細分化など、できる限りの検討を進めながらごみの減量化を図ってまいります。

三点目の住民生活に関する情報発信の仕組みの検討についてですが、5月の可燃ごみの排出量は、約66トンで、火災発生前の4月と比較して約7トン減少しており、連日の防災無線などの効果により町民のごみ処理に対する意識が高まっているものと感じております。

町の今後の取り組みとしては、クリーンおしまの現状や燃えるごみの

処理状況などの情報発信と、各家庭から出されるごみの減量化に向けた具体的な方法をわかりやすく発信し、ごみ処理を町民が我が事として日常を過ごしていただくよう周知してまいります。